

(7) 水道使用者等の権利義務の承継及び給水装置の所有権の変動 [様式第10号](#)

2 [前項第2号](#)又は[第3号](#)に規定する届出は、[様式](#)による届出のほか、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(使用休止の届出のない場合の料金)

第17条 給水装置の使用休止の届出がないときは、給水装置を使用しない場合でも基本料金を徴収する。

2 休止及び開始の届出をしないで継続使用するものは、前使用者の権利義務を承継した者とみなす。

(給水装置及び水質検査の請求)

第18条 [条例第25条第1項](#)の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書([様式第11号](#))を市長に提出し、行わなければならない。

(破損及び損失水の負担)

第19条 菊池市水道事業における配水管及び給水管を、他の建設工事により破損した場合の修理費及び損失水の料金については、原因者負担とし、その算出基準については、市長が別に定める。

(督促)

第20条 [条例第37条](#)の規定による督促は、履行期限の翌日から起算して原則として20日以内に行うものとする。

2 [前項](#)の督促を行う場合に指定すべき期限は、当該督促を行う日の翌日から起算して原則として7日以内の日とする。

第3章 料金及び手数料

(料金及び手数料等の減免)

第21条 [条例第40条](#)の規定による減免は、公益上その他特別な理由があるとき、又は[次の各号](#)のいずれかに該当する場合であつて、その者から申請があつたときに行うことができる。

(1) 災害等の理由により料金の納入が困難である場合

(2) 地下及び床下等の不可抗力的な漏水に起因する場合

(3) 風水害、地震、寒波その他自然災害による給水装置の破損による漏水の場合

(4) 水洗便所、給湯器、湯沸器等の給水用具又は受水槽以下の給水装置からの不可抗力的な漏水の場合

(5) 福祉的配慮を必要とすると認められる水道使用者に対して請求する水道料金が通常の数倍であり、延納又は分納しても支払が困難であると認められる場合

2 [前項](#)に規定する場合における減免の調定水量の基準は、次に掲げるとおりとする。

ただし、水道使用者が漏水を確認しておきながら修繕を怠った場合は、この限りでない。

(1) [前項第1号](#)又は[第5号](#)に該当する場合は、当該期の前年同期と前年同期の前後それぞれ2期のうちいずれか2期の平均又は当該期の前3期の平均とする。

(2) [前項第2号](#)から[第4号](#)までに該当する場合は、前年同期及び前2回の水量を勘案し、その平均水量が4倍以内の場合は前2回水量と今回水量の平均とし、4倍を超える場合は4倍を超える水量を免除するとともに、4倍を超えない水量については前2回水量と今回水量の平均とする。

(3) [前2号](#)に定めるもののほか、特別の事由により使用水量の認定をすることが適当であると認められる場合は別途計算し、認定するものとする。

3 [第1項](#)に規定する場合における減免の期間の基準は、次のとおりとする。

(1) [第1項第1号](#)又は[第5号](#)に該当する場合は、請求する水道料金が通常の数倍に当たる期間

(2) [第1項第2号](#)から[第4号](#)までに該当する場合は、漏水修繕日の直前のメーター検針の

定例日から漏水修繕日の直後のメーター検針の定例日までの期間

- (3) 前号に該当する場合であつて、修繕依頼日と漏水修繕日との間に相当の日数があり、同号の期間が適当でない認められる場合は、漏水箇所を修繕した工事事業者への修繕依頼日の直前のメーター検針の定例日から漏水修繕日の直後のメーター検針の定例日までの期間
- 4 第1項第2号から第4号までの漏水の修繕は、指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。ただし、指定給水装置工事事業者の施工が困難であると認められる場合はこの限りでない。
- 5 第1項の規定により料金及び手数料等の減免を申請しようとする者は、それぞれ次の各号に定める書類を提出しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当する場合 水道事業納付金減免申請書(様式第12号)
 - (2) 第1項第2号から第4号までに該当し、指定給水装置工事事業者が施工した場合 水道事業納付金減免申請書兼工事完了報告書(様式第13号)及び指定給水装置工事事業者による修繕工事が完了したことを証する書面の写し
 - (3) 第1項第2号から第4号までに該当し、指定給水装置工事事業者が施工しなかった場合 自己修繕水道料金等減免申請書(様式第14号)
 - (4) 第1項第5号に該当する場合 水道事業納付金減免申請書(様式第15号)

第4章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第22条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年に1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の菊池市給水条例施行規程(平成10年菊池市水道局規程第1号)又は泗水町水道事業給水条例施行規則(平成10年泗水町規則第4号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年水道局規程第2号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年水道局規程第2号)

この規程は、平成29年8月30日から施行する。

附 則(平成30年水道局規程第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年水道局規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年水道局規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年水道局規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年水道局規程第1号)